

大磯町公私連携幼保連携型認定こども園設置及び運営に関する協定書

大磯町（以下「甲」という。）と社会福祉法人真澄児童福祉会（以下「乙」という。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第34条第1項の規定により、乙が公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営（以下「本事業」という。）を行うに当たり、同条第2項の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の待機児童の解消並びに多様な教育及び保育の提供を図ることを目的として、乙が認定こども園法第34条第1項の規定により、公私連携法人の指定を受けて行う本事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び所在地）

第2条 この協定の目的となる公私連携幼保連携型認定こども園（以下単に「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 （仮称）大磯こども園
- (2) 所在地 神奈川県中郡大磯町大磯942番地

（開園年月日）

第3条 公私連携幼保連携型認定こども園の開園の日は、令和9年4月1日とする。

（教育及び保育等に関する基本的事項）

第4条 乙は、本事業を行うに当たっては、甲から公私連携幼保連携型認定こども園の設置に係る経費の補助を受け、及び認定こども園法第34条第3項及び第4項の規定により大磯町長を経由して神奈川県知事へ公私連携幼保連携型認定こども園の設置を届け出るものとする。

2 乙は、本事業を行うに当たり、認定こども園法、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）及び別に定める大磯町公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営に関する基準を遵守しなければならない。

3 乙は、本事業を継続しないときは、本事業を終了しようとする日の1年前までにその旨を甲に申し出るものとする。

4 甲は、乙が教育及び保育等に関する基本的事項を適切に実施するよう、乙に対し指導及び監督をすることができる。

（必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項）

第5条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の用に供するため、乙に対し甲が所有する土地を20年間、無償で貸し付けるとともに、建物等については、無償で譲与するものとする。この場合においては、別途、甲及び乙との間で、土地使用貸借契約及び建物附属物譲与契約（以下「各契約」という。）を締結するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により借り受けた土地及び譲り受けた建物等について、公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。ただし、建物等について、各契約締結の日から1年以内に新たに園舎を建築する場合は、この限りでない。
- 3 乙は、新たに建築する園舎を公私連携幼保連携型認定こども園以外の用に供してはならない。
- 4 乙は、公私連携幼保連携型認定こども園を第1項の規定により借り受けた土地に新たに設置するに当たり、当該土地に現に存する建物等を使用しないときは、乙の負担により当該建物等を解体し、及び撤去するものとする。
- 5 乙は、第1項の各契約締結後、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を開始した時点で残置している物品については、公私連携幼保連携型認定こども園の運営のための備品として有効活用し、又は乙の負担により廃棄するものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うに当たり、こども家庭庁が年度ごとに定める就学前教育・保育施設整備交付金の交付について（令和5年8月22日付け成事第466号こども家庭庁長官通知）及び大磯町就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱（令和8年大磯町告示第22号）に基づく補助を行うものとする。

（立入検査）

第6条 甲は、公私連携幼保連携型認定こども園の運営を適切にさせるため必要があると認めるときは、乙若しくは公私連携幼保連携型認定こども園の園長に対して必要と認める事項の報告を求め、又はその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査できるものとする。

- 2 甲は、乙が正当な理由が無くこの協定に従って教育及び保育等を行っていないと認めるときは、乙に対し、この協定に従って教育及び保育等を行うことを勧告することができる。

（公私連携法人の指定の取消し）

第7条 甲は、乙がこの協定に違反したときは、認定こども園法第34条第11項の規定により、乙の公私連携法人の指定を取り消すことができる。

（協定の有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間の満了の日の1年前までに、甲及び乙から何ら意思表示がされないときは、本協定の有効期間の満了の日の翌日から起算して、さらに1年間、この協定の有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（補則）

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地
大磯町
大磯町長 池田 東一郎

乙 神奈川県藤沢市片瀬5丁目13番15号
社会福祉法人 真澄児童福祉会
理事長 山下 隆